

令和4年度
臨海副都心における自動運転技術を活用した
サービスの構築に関するプロジェクト
【公道実証】
公募要領

2022年8月

日本工営株式会社

1.	事業概要	1
1.1.	背景・目的	1
1.2.	実施スキーム	2
1.3.	プロジェクトの実施期間	2
1.4.	プロジェクト支援費	2
2.	募集対象	3
3.	応募要件	3
4.	企画提案書の内容	5
5.	応募手続	6
5.1.	企画提案書の作成、提出	6
5.1.1.	企画提案書の作成	6
5.1.2.	提出書類	6
5.1.3.	企画提案書の受付期間	6
5.1.4.	企画提案書の提出	6
5.2.	企画提案に関する質問	7
6.	プロジェクト実施に係る役割分担の考え方	8
7.	企画提案の評価基準	9
8.	選定の流れ	10
8.1.	選定スケジュール	10
8.2.	審査の実施	10
8.3.	プロジェクトの選定結果の通知	10
9.	応募にあたっての留意事項	11
10.	事業プロモーターの企業情報	11

1. 事業概要

1.1. 背景・目的

臨海副都心については、国際的な観光拠点である台場地区・青海地区や東京ビッグサイトを中心としたコンベンションゾーンである有明南地区など、多数の魅力ある拠点が形成されており、まちの魅力を更に高め、賑わいを創出するためにも、回遊性向上が求められています。

また、ベイエリアは、スマート東京の先行実施エリアの一つであり、令和2年(2020年)2月より「スマート東京実施戦略」で、臨海副都心では「デジタルテクノロジーの実装」と「スタートアップの集積」を推進する「Digital Innovation City」に向けた取組を進めています。

他方、自動運転システムは、地域間の回遊性向上や交通制約者の移動支援、深刻化するドライバー不足への対応など、多くの社会的課題を解決できるポテンシャルを持っており、東京都においても、『未来の東京』戦略(令和3年3月)で、令和7年(2025年)の無人自動運転による移動サービスの実現を政策目標として掲げるとともに、「スマート東京実施戦略」では、自動運転の実用化により、東京都の課題解決を目指しています。

こうしたことから、都は令和3年度(2021年度)にシンボルプロムナード公園内において自動運転技術の実証を行いました。

この度、日本工営株式会社は、「令和4年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関する業務委託」を東京都から受託し、令和4年度(2022年度)中に実施する自動運転技術を活用したサービスの実証による事業化の検討及び自動運転技術実装の促進に係る取組に関する事業プロモーターを務めることとなりました。

本事業において、臨海副都心エリアの公道を対象とした、まちの魅力向上に資する自動運転技術の実装に向けたプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を公募します。

このプロジェクトは、臨海副都心エリアの公道をフィールドとし、インバウンド需要へ対応するための地域間の回遊性の向上による賑わいの創出等といった臨海副都心エリアの課題解決に向け、プロジェクトを通じて対象エリアの移動ニーズを把握し、自動運転技術の実装を促していくことを目的として実施するものです。

1.2. 実施スキーム

本事業におけるプロジェクト実施者は、事業プロモーター（日本工営株式会社）の支援のもと、自動運転技術を用いたサービス実証プロジェクトの企画提案、運営、評価検証の支援を行います。

プロジェクトの実施スキームは、下図の通りです。

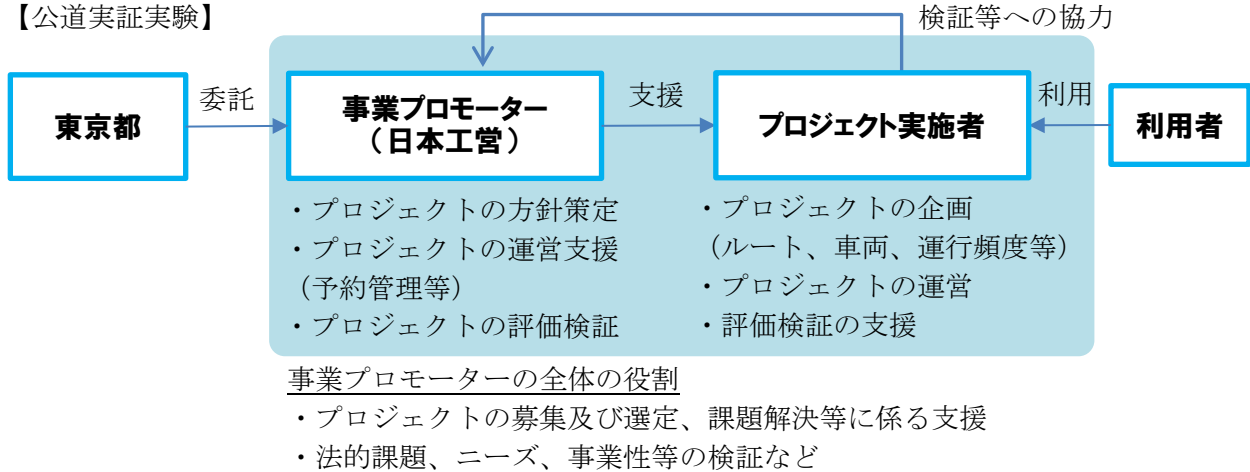


図 1 プロジェクトの実施スキーム

1.3. プロジェクトの実施期間

プロジェクトの実施期間は、合計 2 週間程度を予定しています。

選定後、プロジェクト実施者は、準備が整い次第、令和 5 年（2023 年）2 月までを目途にプロジェクトを実施します。

なお、原則として事前の準備を含めて令和 5 年（2023 年）1 月 10 日から 2 月 9 日までの間に走行するものとします。

1.4. プロジェクト支援費

プロジェクト支援費は、総額 1,200 万円程度（税込）を予定しています。原則として、1 件のプロジェクトを選定し、プロジェクトの内容に応じて、事業プロモーターが調整します。

2. 募集対象

臨海副都心エリア（別紙1）において、回遊性の向上や賑わいの創出につながる移動サービスなど、まちの魅力向上に資する自動運転技術を活用したサービスの実証プロジェクトを募集します。

プロジェクトは、臨海副都心エリアの公道における移動ニーズの把握のみを目的とせず、自動運転車両運行時の課題抽出を目的に含むこととし、臨海副都心における自動運転技術の実装を促すことができるプロジェクトを募集します。

なお、本事業においては、臨海副都心エリア（別紙1）内で起点・終点が完結する移動サービスの提案を受け付けます。

3. 応募要件

プロジェクトの応募要件を以下に示します。複数の事業者等が共同で応募する場合は、いずれかの事業者等が要件を満たしていることとします。

- 1) 臨海副都心エリア（別紙1「対象エリア」）内でプロジェクトを行うこと。
- 2) 「対象エリア」内であれば、（別紙1「運行想定エリア」）以外での応募も可能とする。
- 3) プロジェクトの実施期間に公道を走行できる自動運転車両を提供可能な事業者であること。
- 4) 臨海副都心を含むエリアの公道での自動運転移動サービスの実装に向けて、車両導入の意欲がある事業者であること。
- 5) 臨海副都心を含むエリアのまちの魅力向上、賑わい創出、回遊性向上に資する移動サービスを実証するプロジェクトであること。
- 6) 臨海副都心を含むエリアの移動ニーズの把握、自動運転車両の運行に係る課題の抽出を目的としたプロジェクトであること。
- 7) テストフィールドや公道等で「自動運転技術を有する自動車」の走行実績を有し、当該車両を調達又は手配して令和5年（2023年）2月までを目途に実証が可能な事業者等であること。「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のことをいう。
- 8) 車両は、原則として道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とする。現時点で型式認証や車検等に適合しない車両を本プロジェクトで使用する場合は、将来の適合予定時期を明示したうえで、十分な安全措置を講じること。
- 9) 充電設備や停留所などの、運行に必要な設備等の準備・手配・調整等は事業者で行うこと。
- 10) プロジェクトの実証は、都民が体験する機会も含め、十分な期間を確保すること。
- 11) 東京都からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 12) 国や他自治体からの委託や助成等を受けていない事業であること。

-
- 13) プロジェクト実施にあたり、関係法令を遵守し、事業の安全性を確保すること。
 - 14) プロジェクトの実施を適切に行うこと。
 - 15) プロジェクト実施は、プロジェクト実施者の責任で行うこと。プロジェクト実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、プロジェクト実施者がその費用を負担するものとする。また、プロジェクト実施者は、プロジェクトの実施において、参加者等に傷害が生じた場合に備え、保険に加入すること。
 - 16) 事業プロモーターの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第58号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）が含まれるプロジェクトではないこと。
 - 17) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限や使用予定車両の事故等、不測の事態を想定したスケジュールが設定されているプロジェクトであること。
 - 18) 今後の自動運転移動サービスの実現に向けた知見とするため、実証に関連するデータ提供へ協力すること（原則としてローデータに近い形での提供を行うものとし、具体的な内容については、採択決定後に個別に調整すること）。プロジェクトの実施にあたり、利用者・周辺事業者等へ十分な期間の事前周知を実施すること。
 - 19) プロジェクト実施後、事業者で原状復旧を行うこと。
 - 20) 実証は、警察庁の示す「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を踏まえて行うこと。

4. 企画提案書の内容

表 4-1 の内容に基づき企画提案書を作成してください。

表 4-1 企画提案内容

項目	記載内容
0.企画提案者の情報	・主体的に参画するすべての事業者の情報
1.プロジェクトの概要	
1-1.プロジェクトのテーマ	・賑わい創出、観光、地域公共交通など、具体的に設定
1-2.プロジェクトの目的	・プロジェクトを通して実現する将来像、検討する新たなモビリティサービスや解決する社会課題等を具体的に記載
2.プロジェクトの内容	
2-1.実施計画	・プロジェクトの実施期間 ・使用する車両 ・公道走行に際して調整が必要な事項・課題・留意点等 ・走行ルート案の設定理由 ・走行ルート案において想定される技術的・法的課題
2-2.実施体制	・プロジェクトの実施主体、実施体制
2-3.安全対策	・実証時の安全対策（対人） ・実証時・テスト走行時の安全対策（舗装路面等の対物）
3.その他	・その他記載事項があれば自由に記載

5. 応募手続

5.1. 企画提案書の作成、提出

5.1.1. 企画提案書の作成

前記「4. 企画提案書の内容」に示す内容で企画提案書を作成してください。
○フォーマットは様式1 (PowerPoint) を使用すること。

5.1.2. 提出書類

- ①企画提案書 (PDF ファイル)
- ②経費内訳書 (PDF ファイル)

5.1.3. 企画提案書の受付期間

令和4年 (2022年) 8月1日 (月) 14時00分～

令和4年 (2022年) 8月19日 (金) 16時00分まで

5.1.4. 企画提案書の提出

企画提案書は、電子メールでの提出をお願いします。メール件名を「臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト企画提案書 (公道実証) の送付」と記載の上、連絡先 (会社名 (部署名)、氏名、電子メールアドレス、電話番号) を本文に明記し、企画提案書の電子ファイルを添付してください。

電子メールで送付する際、添付ファイルサイズを 10MB 以内に収めて頂くようご協力をお願いします。なお、受付期間終了後の差替えは出来ません。

企画提案書の提出先：事業プロモーター (日本工営株式会社)

メール送付先 : ml-rinkaifukutoshin@dx.n-koei.co.jp

メール件名 : 臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト企画提案書 (公道実証) の送付

メール本文 : 企画提案提出者の会社名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号等

メール添付 : ①企画提案書、②経費内訳書
(メール添付は最大 10MB まで)

5.2. 企画提案に関する質問

企画提案しようとするプロジェクトの内容、企画提案書類の作成方法等の質問を受け付けます。

質問の受付期間は、以下の通りとします。

令和4年（2022年）8月1日（月）14時00分～

令和4年（2022年）8月19日（金）16時00分まで

電子メール件名を「臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクトの提案（公道実証）に関する質問事項」と記載の上、質問事項を簡潔に整理し、連絡先（会社名（部署名）、氏名、電子メールアドレス、電話番号）を本文に明記してください。

質問先：事業プロモーター（日本工営株式会社）

メール送付先：ml-rinkaifukutoshin@dx.n-koei.co.jp

メール件名：臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクトの提案（公道実証）に関する質問事項

メール本文：質問者の会社名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、質問事項等

なお、質問内容とその回答については、随時特設ホームページ上で公開します。

特設ホームページ：<https://autonomouscar-tokyo.jp/>

6. プロジェクト実施に係る役割分担の考え方

プロジェクト実施に係る役割分担の考え方は以下のとおりです。

表 6-1 プロジェクト実施に係る役割分担の考え方

段階	事業プロモーター	プロジェクト実施者
公募 ・ 選定	<ul style="list-style-type: none"> ・公募及び選定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資料の作成 (応募資料作成に係る費用はプロジェクト支援費には含まれない)
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施方針の策定 ・プロジェクトの実施支援 (警察協議、関係機関との調整等のサポート、アドバイス) (プロジェクト実施者との調整により決定) ・サービス実証に必要なシステムやアプリケーションの準備 ・プロジェクトの実施準備に関する工程監理 	<p>※下記費用について、プロジェクト支援費を元に支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート、運行頻度、パラメータの設定等の調整 ・車両の手配 ・プロジェクトの実施に必要な警察協議や関係機関等との調整 ・必要な安全対策（警備員の手配等）の実施 ・その他、プロジェクトの準備に係る費用
プロジェクト実施	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営支援 (試乗予約の管理等) ・必要な調査の実施 (プロジェクト実施者との調整により決定) 	<p>※下記費用について、プロジェクト支援費を元に支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の運行 ・検証に必要なデータ収集 ・その他、プロジェクトの実施に係る費用
プロジェクト検証	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施 (事業実施者と連携) ・検証結果に対する意見照会 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施協力 (事業プロモーターと連携) ・検証に必要なデータの提供協力 (例) 需要把握に関するデータ 事業化に関するデータ ・検証結果に対する評価、意見交換

7. 企画提案の評価基準

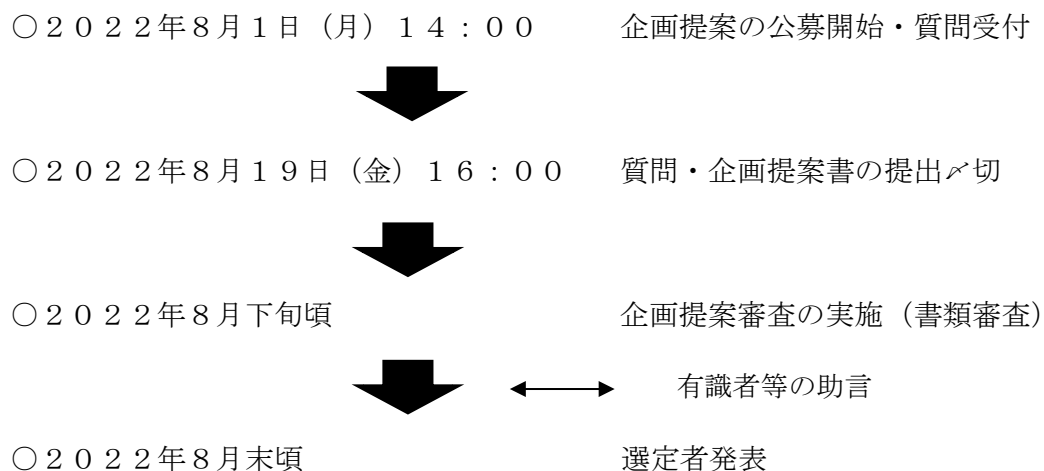
プロジェクトの選定にあたっては、以下の評価基準に基づき、企画提案書の内容から総合的に評価を行います。

表 7-1 企画提案の評価基準

項目	評価基準
①具体性	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの目的が明確か (東京都が想定している課題解決・目的に沿ったものか 等)
②実行性	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクト実施計画(運行計画、体制構築や工程、経費等)が明確か (関係者の役割分担・プロジェクト実施工程・運行計画が適切か、各役割における担当者が適切に配置されているか 等)・公道を走る一般車両や各種交通機関に配慮した計画になっているか(停留所を設ける場合は、原則として事業実施者側で用意すること。)・事業の実施体制・要員配置が適切に示されており、プロジェクトを円滑に進めることができる提案となっているか
③安全性	<ul style="list-style-type: none">・車両技術に適した走行環境を満たす提案となっているか (技術レベルと比べて安全に走行できる区間か、具体の現地調査に基づく提案か、走行ルートへの耐荷重や路面状況を満たした提案となっているか、あるいは課題が明確に示されているか、車両周辺の歩行者・自動車・自転車等の安全確保 等)・車内における安全管理方法が適切か (乗車中のケガへの対応、高齢者、幼児等への配慮があるか、サイバーセキュリティへの配慮 等)
④社会性	<ul style="list-style-type: none">・社会実装時の社会的効果を想定しているか (導入した際の社会的効果の記載があるか)・将来的な公道での自動運転移動サービスの実装において、現行法制度に関する課題について記載があるか (自動運転車両を移動サービスとして走行するうえで考慮すべき現行法制度及びその課題が具体的に挙げられているか 等)

8. 選定の流れ

8.1. 選定スケジュール



8.2. 審査の実施

プロジェクトの審査は企画提案書に基づいた書類審査を実施します。また、提出された企画提案書の内容について、事業プロモーターから企画提案者へヒアリングを実施する場合があります。

8.3. プロジェクトの選定結果の通知

各応募者に対して、事業プロモーターより電子メールにてご連絡します。

9. 応募にあたっての留意事項

- 今後のスケジュール進行にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策等の今般の情勢に鑑み、変更される場合があります。
- 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- 企画提案書の内容に係る一切の情報については、プロジェクトの選定のみに利用するものとし、応募の秘密は厳守します。
- プロジェクト応募にあたり、車両の使用可能期間（空き状況）の事前確認と、提案エリアにおいて自動運転技術を駆使して自動運転できることを確認したうえで、プロジェクトに応募してください。
- プロジェクト実施にあたり、関係法令を遵守し、事業の安全性を確保してください。
- プロジェクト実施は、プロジェクト実施者の責任で行ってください。プロジェクト実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、プロジェクト実施者が損害に係る対応及びその費用を負担してください。また、プロジェクト実施者は、プロジェクトの実施において、参加者等に損害が生じた場合に備え、保険に加入してください。
- プロジェクト実施の様子が伝わる写真や動画の記録を残すとともに、データ等で提出してください。写真、動画等は、東京都において事業報告や広報等に使用することがあります。

10. 事業プロモーターの企業情報

表 10-1 事業プロモーターの企業情報

名称	日本工営株式会社
本社所在地	東京都千代田区麹町 5 丁目 4 番地
設立	1946 年 6 月 7 日
資本金	7,501 百万円 (2021 年 10 月 28 日現在)
従業員	5,936 名[連結]、2,537 名[単独]
株式市場	東京証券取引所プライム市場（サービス：1954）
事業内容	開発および建設技術コンサルティング業務ならびに技術評価業務、電力設備、各種工事の設計・施工、電力関連機器、電子機器、装置などの製作・販売
ホームページ	https://www.n-koei.co.jp/

(2022 年 7 月 1 日現在)

